

# 一般社団法人日本再生医療学会 定款施行細則

## 第1章 会費

第1条 年会費は、下記のとおりとする。

- |           |    |           |
|-----------|----|-----------|
| (1) 正会員   |    | 金10,000円  |
| (2) 学生会員  |    | 金5,000円   |
| (3) 法人正会員 | 一口 | 金300,000円 |
| (4) 法人準会員 | 一口 | 金100,000円 |

## 第2章 代議員の選出

第2条 代議員の選出は、4年毎に行い、再任を妨げない。

第3条 代議員の定数は、定款第5条第3項の規定にしたがい、選出のつど理事会で承認する。

第4条 この法人に、代議員の選出業務を管理する選挙管理委員会を置く。

- 2 選挙管理委員会は次の各号の選挙管理委員によって構成する。
  - (1) 選挙の業務を総括する理事 1名
  - (2) 選挙の業務を分掌する代議員 若干名
- 3 選挙管理委員は、理事会の議決を経たうえ、理事長がこれを委嘱する。
- 4 選挙管理委員会の委員長は、選挙の業務を総括する理事とする。

第5条 被選挙権の有権者は、次の条件のいずれも満たす者とする。

- (1) 連続3年以上会員であって、会費を完納していること。
- (2) 選挙の行われる年の3月31日現在、満65歳未満の者。
- (3) 現に代議員である者については、その任期中に社員総会に出席していること。この場合、委任状等の文書を提出した者については、出席したものとみなす。

第6条 被選挙権の有権者は、代議員候補者（以下、「候補者」という。）となることができる。候補者になろうとする者は、選挙の公示があった日から予め選挙管理委員会が定めた日までに、その旨を選挙管理委員会に届け出なければならない。

第7条 領域の区分及び領域区分における選挙代議員の定数は、選挙のつど理事会が決定

し、選挙管理委員会が有権者に公告する。

第8条 選挙権の有権者は、選挙が行われる年の6月30日現在において会費を完納した正会員とする。

第9条 投票は郵送により行う。

2 投票は領域毎の候補者の中から選挙管理委員会で決めた数だけ選り印を付ける。

印数は各区分に異なるが、最高でも20を越えないこととする。

3 領域毎に定められた数を越えて印を付けたものは無効とする。

第10条 領域毎に得票数の最も多いものから順次定数までを当選とする。有効投票の得票数の等しい者が2名以上あったときには抽選によって順位を決定する。

第11条 領域毎の候補者の数が理事会の定めた代議員の定数を超えない場合は、投票を行うことなく、候補者を当選者とする。

### 第3章 役員当選人の選出

第12条 理事及び監事は、定款にしたがい2年毎社員総会の決議により選任される。

第13条 理事当選人は、その選出の方法により、選挙によって選出される理事当選人（以下、「選挙理事当選人」という。）と、選挙によらないで選出される理事候補者（以下、「非選挙理事候補者」という。）に区分する。

第14条 この法人に、選挙理事当選人及び監事当選人の選任業務を管理する選挙管理委員会を置く。

2 選挙管理委員会は次の各号の選挙管理委員によって構成する。

(1) 選挙の業務を総括する理事 1名

(2) 選挙の業務を分掌する正会員 若干名

3 選挙管理委員は、理事長がこれを委嘱する。

4 選挙管理委員会の委員長は、選挙の業務を総括する理事とする。

第15条 代議員は、理事当選人選挙に立候補することが出来る。

第16条 選挙理事当選人の定数は、20名以内とする。

2 選挙が行われる年の12月31日現在、満65歳以上の者は、新たに役員に選出さ

れないものとする。

第17条 選挙理事当選人及び監事当選人の選出は、代議員の無記名投票によって行う。

第18条 理事当選人選挙は、理事当選人選挙の立候補者を被選挙権有権者として行い、それぞれの代議員が領域毎に定数迄投票する。

第19条 代議員は、監事当選人選挙の候補者となることができる。ただし、現職の監事は、候補者となることができない。

第20条 監事の定数は、2名以内とする。

第21条 監事選挙は、2名連記の投票によって行い、得票数の最も多い者から順次2名までを当選者とする。

第22条 理事長当選人は理事当選人の互選により選出する。

第23条 前条で選出された理事長当選人は、特に必要とするときは、5名以内の非選挙理事候補を社員総会に対し推薦することができる。

2 前項に定める理事長当選人が、役員を選任を行う社員総会の開会時現在に存在しない場合、現に副理事長の任にあるものがこれにあたることとする。

第24条 この細則は、社員総会の決議により変更することができる。

この細則は、この法人成立の日より施行する。

#### 附則

1. この細則は、2013年3月21日より施行する。
2. この細則は、2015年3月19日より施行する。
3. この細則は、2017年3月8日より施行する。
4. この細則は、2018年3月21日より施行する。